平成26年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」

平成26年5月28日(水)中央合同庁舎4号館共用220会議室

○ 内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室 水本圭祐室長

内閣府男女共同参画局暴力対策推進室の水本と申します。よろしくお願いいたします。 我々がやっております暴力対策推進室の取組みでございますが、これは、資料にもあり ますとおり、女性に対するあらゆる暴力を根絶するという観点から、広報啓発であるとか、 調査研究でありますとか、研修でありますとかといういろいろな取組をしている部局でご ざいます。

女性に対する暴力の根絶といった場合に、何があるのかといいますと、配偶者からの暴力、いわゆるDVでございますとか、ストーカー被害でございますとか、あるいは性犯罪の被害でございますとか、売春とか、いろいろなものがございますけれども、いずれにしても、犯罪若しくはそれに類似するような行為であります。したがいまして、我々が関係しているいろいろな仕事というのは、皆様がやっていただいている犯罪被害者支援というものと極めてかかわりが深い。というよりも、相当の部分、重なり合っているようなものでございます。したがいまして、国でも、我々男女共同参画局と本日主催している犯罪被害者等施策推進室、あるいはそれ以外の警察庁、厚生労働省、法務省といった関係部局との連携は、非常に重要でございますし、また、地域、皆様におきましても、皆様の犯罪被害者支援の部門と我々のカウンターパートである男女共同参画部門、あるいは場合によっては福祉部門を初め、いろいろな部局の連携というのが非常に重要になってきているということでございます。

本日は、そういう観点から、我々のやっている取組について幾つか御紹介をさせていた だければと思っております。

お手元の資料の資料1となっております「女性に対する暴力の根絶に向けた取り組み」 という資料で説明をさせていただきます。

まず、お手元一番上の部分でございます。配偶者からの暴力、いわゆるDVの関係から説明をさせていただきます。

まず、左上のグラフを御覧いただければと思うのですが、こちらは内閣府が3年に1回 やっております調査の結果でございます。

配偶者からの暴力といった場合、皆さんよく御存じの方もいらっしゃると思いますが、いわゆるDVというと、殴る、けるという印象が強いかと思いますけれども、配偶者暴力防止法が対象にしている配偶者からの暴力というのは、それだけではなくて、例えば、ひどい暴言を吐くとか、別れるなら殺すぞと脅すとか、あるいは、過度な監視、メールを全部

見るとか、そういった精神的暴力、あるいは、被害者の意思に反して性的行為を強要する という性的暴力、こういったものも対象になります。そういったいわゆるDVというのを受 けたことがありますかというのを国民の方に聞いた結果でございます。

見ていただければわかるとおり、女性については、実に10人に1人以上の方が何回も受けたことがある。 $1\sim2$ 度という方も合わせると、実に約3人に1人の方が経験があるということになります。おもてに出ているよりもたくさん被害があるということがみてとれる資料でございます。

本日おつけしておりませんが、実際にこの被害を受けた方に、では、だれかに相談しましたかと聞くと、女性の場合、4割ぐらいの人がどこにも相談していないと回答しています。相談したという人も、どこに相談したんですかと聞くと、家族とか友人に相談した方が多くて、公的機関に相談されたという方はほとんどいらっしゃらないということでございます。

このようなことから、配偶者からの暴力というのは非常に潜在化している。実際にはもっと数が多いのではないかということが推測できるわけでございます。

そういった観点から、実際に相談件数を見ていただく、左下のグラフを見ていただければわかると思うんですが、御存じかと思いますけれども、配偶者暴力防止法に基づいて、配偶者暴力相談支援センターというのが各自治体に設置されております。そちらの相談件数なのですが、御覧のとおり右肩上がりでございます。右肩上がりであるということは、もちろんDV自体が増えているか、増えていないかという問題はあるのですが、それよりも、一つには、配偶者からの暴力、いわゆるDVということが世間一般に知られてくるようになってきて、これまで相談していなかった、あるいは、そもそもDVだと思っていなかったような方が相談に訪れるようになったというのが一つ。

そしてもう一つは、配偶者暴力相談支援センターをつくることによって、これまで出てこなかった部分が掘り起こされてきたということ。すなわち、ニーズがあるので、そういうセンターをつくるとか、必要な支援体制をつくっていくことによって、更に被害者支援につなげることができると、こういうことが言えるかと思っております。

資料を一枚おめくりください。こちらは暴力対策推進室の取組の紹介でございますので、 ごく簡単に申し上げますけれども、例えば、毎年11月に、女性に対する暴力をなくす運動 ということで、広報啓発に力を入れてやっているということでございます。ポスターを掲 示したり、あるいはパープルライトアップと申しまして、シンボルカラーが紫ですので、 各地のタワーとか施設を紫色に点灯していただくというような取組をしておりますので、 あるいは御存じかとも思います。そのほか、配偶者暴力防止法に基づく研修でありますと か、いろいろな取組を行っているところでございます。

資料をもう一枚おめくりください。こちらの資料2が、もう御存じの方も多いかと思いますが、配偶者暴力防止法の仕組みの概要でございます。大ざっぱに分けまして、左側の赤い太い線、司法手続の部分とそれ以外の部分、行政における相談あるいは支援の部分が

ございます。

まず、右側のほうから申し上げますと、黄色い部分、配偶者暴力相談支援センター、こちらが法律に基づいて、都道府県においては必置、市町村においては努力義務となっておる施設でございますけれども、こちらが中核を担うこととされている施設でございまして、ここに書いておりますように、相談、カウンセリング、緊急時における保護、その他各機関の連携といった取組を行うということになっております。

ただ、このセンターだけで全て支援が完結するということでは当然ございませんで、例えば、左上にあります警察、被害者の安全確保、あるいは場合によっては加害者の逮捕なども含めて対応をとれるのは警察だけですので、当然、警察。それから、生活の再建が必要になるケースが非常に多うございますので、そういった中長期支援を見据えた場合には福祉部門との連携。当然ながら民間支援団体との連携などが重要になってきます。

この中に書いてはございませんけれども、当然、男女共同参画部門と犯罪被害者支援部 門、皆様との連携というものも含まれているということかと思います。

なお、ここでは、今日はあまり詳しく申し上げませんけれども、司法手続として左側、 保護命令ということで、身体的な暴力を受けた方、あるいは生命等への脅迫を受けた方に ついては、地方裁判所に保護命令を申し立てる。保護命令が認められれば、こういった被 害者に接近することを禁止するといった命令が下せるという仕組みもございます。

資料をもう一枚おめくりください。こちらも御存じかもしれませんが、配偶者暴力防止法は、昨年の通常国会で改正されております。改正内容は、適用対象者の拡大でございまして、これまで配偶者暴力防止法の対象というのは、いわゆる配偶者、それから、籍を入れていないけれども、結婚と同様の同居をしていて婚姻意思があるような方たち、それから、結婚しているときに暴力を振るわれていて、離婚したのだけれども、その後も継続的に暴力を振るわれているような方、こういった方が対象だったのでございますが、今回、準用という形で、生活の本拠を共にする交際相手、いわゆる婚姻意思がないけれども、いわゆる同棲関係にあるような方に対しても支援の幅が広がったということで、より幅広く支援ができるようになったということでございます。

次をおめくりください。センターの数でございます。現在、全国に238か所、そのうち市区町村が65か所でございます。先ほど言ったように、つくればつくるだけ被害を掘り起こすことができるということもありますので、ここは皆様にお願いするような話ではないですけれども、我々としては、できるだけ幅広くこの設置を進めていただきたいということで、いろいろな場でお願いをしているところでございます。皆様におかれましても、センターが設置できるところについては、ぜひ御協力、連携などをとっていただければというふうに思っております。

最後に、資料をもう一枚ごらんください。これは性犯罪被害者支援の関係でございます。 性犯罪については、まさに性犯罪でございますので、我々、女性に対する暴力をなくすと いう観点からも、犯罪被害者支援という観点からも、まさに両方でサポートしていかなけ ればならない分野でございます。特に、性犯罪被害者の方については、心身ともに大きな ダメージを受けられて支援を求めてこられる方が圧倒的に多うございますので、まず、そ の治療でございますとか、あるいは心のケアでございますとか、一方で、犯罪でございま すので、警察に行くための証拠保全でありますとか、そういった緊急時の対応が必要にな る。あるいは、心身のダメージを中長期にわたってサポートしていくためのカウンセリン グなど、あるいは生活支援などが必要になるということでございます。

この点から、以前から言われておりますのが、いわゆるワンストップ支援センターというものをつくっていくべきだと。被害を受けた方があちこちに回って、そのたびにいろいろな説明をさせられるというのは大きな負担ですし、二次的被害の危険性もあるということもあって、できるだけワンストップでそれができるような仕組みをつくるべきではないかということがよく言われております。

この点、犯罪被害者等施策推進室のほうでもワンストップ支援センターの設置促進の手引をおつくりになられて配布されておると聞いておりますので、皆様も御存じかもしれませんけれども、我々としても、そういった形で性犯罪被害者支援というのをできるだけ進めていかなければならないということで、本年度予算をとったわけでございます。こちら、ワンストップ支援センターはもちろんとして、性犯罪被害者のためのいろいろな支援をする自治体の取組をというのを、いわばモデル事業的に御支援させていただこうというものでございまして、既にワンストップ支援センターがある所について、いろいろな新たな取組をしようというようなもの、あるいは、これからワンストップ支援センターをつくろうという取組をされる所、あるいはそこまではまだ至らないのだけれども、いろいろ支援のための取組をしようとするものも含めて支援させていただくものでございます。

今年度については、既に対象自治体をエントリーしていただきまして、幾つか選ばせていただきました。エントリーしていただいた自治体、本日もいらっしゃっているかと思いますけれども、ありがとうございました。また、この後、福岡県の事例の御発表があると伺っております。

こういった取組を含めて、我々、いろいろな取組を支援しているのですけれども、一つこれをやるときに我々は非常に重視していたのが、連携ということでございます。なかなか自治体レベルでどこかの一つの部局、あるいは一人二人の個人だけでこれを進めていくというのは難しい。仮にそれができたとしても、それを恒常的に永続的にやるというのは非常に難しいものがあります。そのために、いろいろな連携。それは警察との連携もありますし、病院との連携もありますし、法曹界との連携もあろうかと思いますけれども、行政内部でのいろいろな連携、それは男女部門と犯罪被害者支援部門が特に中心になると思いますけれども、というのが非常に重要であるということで、そういったところを非常に重視しているところでございます。

今回のこの予算自体は、男女局の予算ではあるのですけれども、男女共同参画部門が中心になっている必要は別になくて、犯罪被害者支援部門が中心になって取組をされている

ものについても対象とさせていただいているところでございます。

今年度対象になっている自治体については、予算の調整などでいろいろ御迷惑をおかけしておりますけれども、ぜひともしっかりとした取組をしていただくことをお願いするとともに、来年度以降、これは皆様御承知のとおり、単年度ですので、今この場で申し上げられないんですけれども、我々としては1年限りではない取組にしたいと思っておりますので、もし来年度もこういう予算が取れた場合には、ぜひ皆様御検討をいただいて、性犯罪被害者支援に一層取り組んでいただくことをお願いできればというふうに思っております。

お時間になりましたので、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。